

令和 8 年

長岡市教育委員会
3 月定例会

議

案

議案第 11 号

専決処理について

次の事項は、その処理に急を要したため、長岡市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 57 年長岡市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、別紙のとおり専決処理したので、同条同項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

専決第 3 号 職員人事について

専決第 3 号

専決処理書

長岡市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 57 年長岡市教育委員会規則第 4 号）第 4 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり専決処理する。

令和 8 年 3 月 12 日

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

職員人事について

令和 8 年 4 月 1 日付け職員人事について、別紙のとおり決定する。

令和8年4月1日付け

人 事 異 動

現 任 者			後 任 者		
所属職名	氏 名	異動先	所属職名	氏 名	備考
教育部 参事（科学博物館長事務取扱）	金垣 孝二	中央図書館 総括副主幹（歴史文化担当）（歴史文書館長事務取扱（総務部総務課戦災資料館総括副主幹〔併任〕））			
教育部 中央図書館長	梅沢 一茂	他部局	観光・交流部 国際交流課長	入澤 紀子	
教育部 科学博物館長			地域振興戦略部 地域振興担当課長	目黒 麻子	
子ども未来部 こども家庭センター所長	大久保 千春	3月31日付け退職予定	福祉保健部 長寿はつらつ課 高齢者基幹包括支援センター長	込山 智美	昇任

議案第 12 号

長岡市教育委員会組織規則の一部改正について

長岡市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

長岡市教育委員会組織規則（平成10年長岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加え、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後	改正前																
(組織) 第5条 教育機関の組織は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th>教育機関</th><th>係等</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>学校給食共同調理場</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table> 2～5 (略) (組織) 第7条 (略) 2 (略) 3 次の表の左欄に掲げるその他の機	教育機関	係等	(略)		学校給食共同調理場				(組織) 第5条 教育機関の組織は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th>教育機関</th><th>係等</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>学校給食共同調理場</td><td></td></tr> <tr> <td><u>幼稚園</u></td><td></td></tr> </table> 2～5 (略) <u>6 幼稚園は、保育課の管理に属する。</u> (組織) 第7条 (略) 2 (略) 3 次の表の左欄に掲げるその他の機	教育機関	係等	(略)		学校給食共同調理場		<u>幼稚園</u>	
教育機関	係等																
(略)																	
学校給食共同調理場																	
教育機関	係等																
(略)																	
学校給食共同調理場																	
<u>幼稚園</u>																	

関は、当該右欄に掲げる係、班又はその他の機関に属する。

(略)	
越路児童交流会館	子ども政策課の児童交流会館に関する事務を担当する班
与板ふれあい交流センター	
才津児童会館	
青葉台児童会館	
上川西児童会館	
(略)	

(職)

第11条 (略)

2～6 (略)

7 次の表の左欄に掲げる室、教育機関及びその他の機関に、当該右欄に掲げる職を置く。

(略)	
認定こども園	認定こども園長
_____	_____
歴史文書館	館長
(略)	

8～10 (略)

第12条の2 教育部長は教育機関_____の事務を_____総括し、当該教育機関の職員を指揮監督する。

別表第2 (第4条関係)

教育部

(略)

学務課

(1)～(5) (略)

関は、当該右欄に掲げる係、班又はその他の機関に属する。

(略)	
越路児童交流会館	子ども政策課の児童交流会館に関する事務を担当する班
与板ふれあい交流センター	
才津児童会館	
青葉台児童会館	
(略)	

(職)

第11条 (略)

2～6 (略)

7 次の表の左欄に掲げる室、教育機関及びその他の機関に、当該右欄に掲げる職を置く。

(略)	
認定こども園	認定こども園長
幼稚園	幼稚園長
歴史文書館	館長
(略)	

8～10 (略)

第12条の2 教育部長は教育機関(幼稚園を除く。)の事務を、子ども未来部長は幼稚園の事務を総括し、当該教育機関の職員を指揮監督する。

別表第2 (第4条関係)

教育部

(略)

学務課

(1)～(5) (略)

(6) <u>学校預り金の公会計化に關</u> <u>すること。</u> (略) 子ども未来部 (略) 保育課 (1) (略) (2) <u>保育園等</u>の管理運営 に關すること。 (3) <u>保育園等</u>への入園に 係る認定及び入園事務に關する こと。 別表第3 (第6条關係) (略) _____ _____	_____ _____ (略) 子ども未来部 (略) 保育課 (1) (略) (2) <u>保育園、幼稚園等</u>の管理運営 に關すること。 (3) <u>保育園、幼稚園等</u>への入園に 係る認定及び入園事務に關する こと。 別表第3 (第6条關係) (略) <u>幼稚園</u> <u>幼児の教育に關すること。</u>
---	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

長岡市教育委員会組織規則の一部改正について

1 改正理由

令和8年4月1日付けの教育委員会の組織変更等に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 令和8年3月31日をもって長岡市立与板幼稚園を閉園することに伴い、該当する条項を削除する。
- (2) 令和8年4月1日付けで上川西コミュニティセンター分室を市民協働課から子ども政策課へ所管替えし、上川西児童会館として設置する。
- (3) 学務課に「公会計化担当」を配置し、学校預り金の公会計化に関することを担う。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 13 号

長岡市教育委員会公印規則の一部改正について

長岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

長岡市教育委員会公印規則（昭和40年長岡市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
（公印の種類） 第2条 公印は、庁印及び職印の2種類とし、次に掲げるとおりとする。 （1） 庁印 ア・イ （略） _____ （2） 職印 ア～カ （略） _____ キ （略） ク （略） ケ （略） （電子印の使用） 第11条 （略） 2 （略） 3 証明書に電子印を使用する場合は、<u>別に定めるときを除き</u>、その偽造及び不正使用を防止するための加工が施された専用の用紙を用いなく	（公印の種類） 第2条 公印は、庁印及び職印の2種類とし、次に掲げるとおりとする。 （1） 庁印 ア・イ （略） <u>ウ 市立幼稚園印</u> （2） 職印 ア～カ （略） <u>キ 市立幼稚園長印</u> ク （略） ケ （略） コ （略） （電子印の使用） 第11条 （略） 2 （略） 3 証明書に電子印を使用する場合は_____、その偽造及び不正使用を防止するための加工が施された専用の用紙を用いなく

ればならない。	ればならない。
---------	---------

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

公印の名称	ひな 形番 号	書体	寸法（ミ リメート ル）	印材	使用区分	保管責任者
長岡市教育 委員会印	1	てん 書	方34 〃 21	木 〃	委員会名をもって 発する賞状・辞令そ の他の文書	教育総務課長
	1の 2	〃	〃 23	〃		
長岡市立小 （中）学校印	2	〃	〃 45 〃 30	〃 〃	学校名をもって発 する文書	校長
長岡市立（高 等）総合支援 学校印	〃	〃	〃 45 〃 30	〃	学校名をもって発 する文書	校長
長岡市教育 委員会教育 長印	3	〃	〃 30	〃	教育長名をもって 発する文書	教育総務課長
	4	〃	〃 23	〃		
長岡市教育 委員会教育 長職務代理 者印	5	〃	〃 30	〃	教育長職務代理者 執務のとき教育長 印に準じて用いる。	教育総務課長
長岡市立中 央図書館長 印	6の 2	〃	〃 23	〃	館長名をもって発 する文書	中央図書館長
長岡市立科 学博物館長 印	6	〃	〃 23	〃	館長名をもって発 する文書	科学博物館長
長岡市教育 センター所	6の 2	〃	〃 23	〃	所長名をもって発 する文書	教育センター所 長

長印						
長岡市視聴 覚センター 所長印	〃	〃	〃 23	〃	所長名をもって発 する文書	視聴覚センター 所長
長岡市立小 (中) 学校長 印	7	〃	〃 21	〃	校長名をもって発 する文書	校長
長岡市立(高 等) 総合支援 学校長印	〃	〃	〃 21	〃	校長名をもって発 する文書	校長
長岡市立小 (中) 学校長 職務代理者 印	7 の 2	〃	〃 21	〃	校長職務代理者執 務のとき学校長印 に準じて用いる。	教育総務課長
長岡市立(高 等) 総合支援 学校長職務 代理者印	〃	〃	〃 21	〃	校長職務代理者執 務のとき学校長印 に準じて用いる。	教育総務課長
長岡市教育 委員会教育 長印 中央図 書館専用	9	〃	〃 23	〃	中央図書館の使用 に関する文書	中央図書館長
長岡市教育 委員会印 中 之島専用	8	〃	〃 23	〃	中之島支所所管区 域に係る事務につ いて委員会名をも って発する文書	指定主幹の専決 権限を有する者
長岡市教育 委員会印 越 路専用	〃	〃	〃 23	〃	越路支所所管区域 に係る事務につい て委員会名をもっ て発する文書	〃
長岡市教育	〃	〃	〃 23	〃	三島支所所管区域	〃

委員会印三 島専用					に係る事務について委員会名をもって発する文書	
長岡市教育 委員会印山 古志専用	〃	〃	〃 23	〃	山古志支所所管区域に係る事務について委員会名をもって発する文書	〃
長岡市教育 委員会印小 国専用	〃	〃	〃 23	〃	小国支所所管区域に係る事務について委員会名をもって発する文書	〃
長岡市教育 委員会印和 島専用	〃	〃	〃 23	〃	和島支所所管区域に係る事務について委員会名をもって発する文書	〃
長岡市教育 委員会印寺 泊専用	〃	〃	〃 23	〃	寺泊支所所管区域に係る事務について委員会名をもって発する文書	〃
長岡市教育 委員会印栃 尾専用	〃	〃	〃 23	〃	栃尾支所所管区域に係る事務について委員会名をもって発する文書	〃
長岡市教育 委員会印与 板専用	〃	〃	〃 23	〃	与板支所所管区域に係る事務について委員会名をもって発する文書	〃
長岡市教育 委員会印川 口専用	〃	〃	〃 23	〃	川口支所所管区域に係る事務について委員会名をもって発する文書	〃

長岡市教育 委員会教育 長印中之島 専用	9	〃	〃 23	〃	中之島支所所管区域に係る事務について教育長名をもって発する文書	〃
長岡市教育 委員会教育 長印越路専用	〃	〃	〃 23	〃	越路支所所管区域に係る事務について教育長名をもって発する文書	〃
長岡市教育 委員会教育 長印三島専用	〃	〃	〃 23	〃	三島支所所管区域に係る事務について教育長名をもって発する文書	〃
長岡市教育 委員会教育 長印山古志 専用	〃	〃	〃 23	〃	山古志支所所管区域に係る事務について教育長名をもって発する文書	〃
長岡市教育 委員会教育 長印小国専用	〃	〃	〃 23	〃	小国支所所管区域に係る事務について教育長名をもって発する文書	〃
長岡市教育 委員会教育 長印和島専用	〃	〃	〃 23	〃	和島支所所管区域に係る事務について教育長名をもって発する文書	〃
長岡市教育 委員会教育 長印寺泊専用	〃	〃	〃 23	〃	寺泊支所所管区域に係る事務について教育長名をもって発する文書	〃
長岡市教育 委員会教育 長印栃尾専用	〃	〃	〃 23	〃	栃尾支所所管区域に係る事務について教育長名をもって発する文書	〃

用					て発する文書	
長岡市教育 委員会教育 長印与板専 用	〃	〃	〃 23	〃	与板支所所管区域 に係る事務につい て教育長名をもっ て発する文書	〃
長岡市教育 委員会教育 長印川口専 用	〃	〃	〃 23	〃	川口支所所管区域 に係る事務につい て教育長名をもっ て発する文書	〃
長岡市学校 給食共同調 理場長印	10	〃	〃 21	〃	学校給食共同調理 場長名をもって発 する文書	学校給食共同調 理場長
長岡市寺泊 水族博物館 長印	6 の 2	〃	〃 23	〃	寺泊水族博物館長 名をもって発する 文書	寺泊水族博物館 長
長岡市栃尾 美術館長印	〃	〃	〃 23	〃	栃尾美術館長名を もって発する文書	栃尾美術館長
長岡市郷土 史料館長印	11	〃	〃 23	〃	郷土史料館長名を もって発する文書	郷土史料館長
長岡市馬高 縄文館長印	〃	〃	〃 23	〃	馬高縄文館長名を もって発する文書	馬高縄文館長
双葉寮長印	12	〃	〃 23	〃	双葉寮長名をもっ て発する文書	双葉寮長
柿が丘学園 長印	〃	〃	〃 23	〃	柿が丘学園長名を もって発する文書	柿が丘学園長
長岡市立保 育園長印	11	〃	〃 23	〃	保育証書	保育課長
長岡市立認 定こども園 長印	〃	〃	〃 23	〃	認定こども園長名 をもって発する文 書	〃

別表第2（第3条関係）

1

員	教	長
会	育	岡
印	委	市

1の2

長	岡	市
教	育	委
員	会	印

2

学	何	長
校		岡
印	々	市立

3

育	員	教	長
長	会	育	岡
印	教	委	市

4

長	岡	市	教
育	委	員	会
教	育	長	印

5

務	教	育	長
代	育	委	岡
理	長	員	市
者	印	職	会
印			教

6

関	々	長
（	（	岡
長	教	市
印	育	何
	機	

6の2

長	岡	市	何
々	（	教	育
関	）	機	
	長	印	

7

学	何	長
校		岡
長		市
印	々	立

7の2

務	学	何	長
代	校		岡
理	長		市
者	印	職	々
印			立

8

長	岡	市
教	育	委
員	会	印
何	々	専
		用

9

長	岡	市	教	育
委	員	会	教	育
長	印	何	々	
専			用	

10

長	岡	市
何	々	学
給		校
食		同
調		理
場		長
印		

11

長	岡	市	何	々
（	そ	の	他	の
機	関	）	長	印

12

何	々
（	そ
の	他
の	機
機	関
）	長
長	印

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

長岡市教育委員会公印規則の一部改正について

1 改正理由

令和8年3月31日をもって長岡市立与板幼稚園を閉園することに伴い、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 「長岡市立幼稚園印」及び「長岡市立幼稚園長印」を削り、別表第1及び別表第2を改正する。
- (2) その他文言の改正を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 14 号

長岡市教育委員会の職員の職名に関する規則の一部改正について

長岡市教育委員会の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市教育委員会の職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

長岡市教育委員会の職員の職名に関する規則（昭和41年長岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
（職名） 第2条 事務職員、技術職員その他の職員の職名は、次のとおりとする。 部長、部次長、課長、館長、所長、課長補佐、館長補佐、副所長、係長、室長、寮長、保育園長、認定こども園長_____、場長、次長、園長、副園長、参事、副参事、特命主幹、主幹、総括副主幹、副主幹、総括主査、主査、主任、主事、技師、管理指導主事、指導主事、視聴覚教育主事、社会教育主事、司書、学芸員、学芸員補、博物館専門員_____、自動車運転手、保健師、栄養士、<u>管理栄養士</u>、保育教諭、保育士、児童指導員、心理士、作業療法士、職長、調理師、管理員、調理員、管理・運転員	（職名） 第2条 事務職員、技術職員その他の職員の職名は、次のとおりとする。 部長、部次長、課長、館長、所長、課長補佐、館長補佐、副所長、係長、室長、寮長、保育園長、認定こども園長、<u>幼稚園長</u>、場長、次長、園長、副園長、参事、副参事、特命主幹、主幹、総括副主幹、副主幹、総括主査、主査、主任、主事、技師、管理指導主事、指導主事、視聴覚教育主事、社会教育主事、司書、学芸員、学芸員補、博物館専門員、<u>教諭</u>、<u>助教諭</u>、<u>自動車運転手</u>、保健師、栄養士_____、保育教諭、保育士、児童指導員、心理士、作業療法士、職長、調理師、管理員、調理員、管理・運転員

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

長岡市教育委員会の職員の職名に関する規則の一部改正について

1 改正理由

令和 8 年 3 月 31 日をもって長岡市立与板幼稚園を閉園するほか、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の改正により、栄養士免許を有しない管理栄養士が生じることを踏まえ、所要の改正を行うもの

2 改正内容

「幼稚園長」及び「教諭、助教諭」を削るほか、「管理栄養士」を追加するもの

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 15 号

長岡市立学校栄養士、管理員、調理師等の服務に関する規則
の一部改正について

長岡市立学校栄養士、管理員、調理師等の服務に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市立学校栄養士、管理員、調理師等の服務に関する規則の一部を改正する規則

長岡市立学校栄養士、管理員、調理師等の服務に関する規則（昭和41年長岡市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この規則は、長岡市立学校の<u>栄養士、管理栄養士</u>、管理員、調理師、調理員、自動車運転手及び管理・運転員（以下「<u>栄養士、管理員、調理師等</u>」という。）の服務について必要な事項を定めることを目的とする。 （<u>栄養士等</u>の職務） 第4条 <u>栄養士及び管理栄養士</u>は、上司の命を受けて調理師及び調理員を指揮監督し、給食調理及び給食に関する指導、事務、調査等に従事する。	（目的） 第1条 この規則は、長岡市立学校の<u>栄養士</u>_____、管理員、調理師、調理員、自動車運転手及び管理・運転員（以下「<u>栄養士、管理員、調理師等</u>」という。）の服務について必要な事項を定めることを目的とする。 （<u>栄養士</u>の職務） 第4条 <u>栄養士</u>_____は、上司の命を受けて調理師及び調理員を指揮監督し、給食調理及び給食に関する指導、事務、調査等に従事する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する

長岡市立学校栄養士、管理員、調理師等の服務に関する規則の一部改正について

1 改正理由

栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の改正により、栄養士免許を有しない管理栄養士が生じることを踏まえ、所要の改正を行うもの

2 改正内容

「管理栄養士」を追加するもの

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 16 号

長岡市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

長岡市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

長岡市教育委員会事務決裁規程（昭和57年長岡市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後										改正前									
別表第 1 （第 4 条関係） 共通事務に係る教育長決裁及び専決権 限事項表 1 （略） 2 組織、人事及び服務に関する事項										別表第 1 （第 4 条関係） 共通事務に係る教育長決裁及び専決権 限事項表 1 （略） 2 組織、人事及び服務に関する事項									
項目	決裁責任者							合 議 先	協 議 先	項目	決裁責任者							合 議 先	協 議 先
	教 育 長	部 長	課 長	指 定 主 幹	施 設 長	校 長	係 長				教 育 長	部 長	課 長	指 定 主 幹	施 設 長	校 長	係 長		
(略)										(略)									
13 旅 行命 令 （依 頼） 及び その 復命										13 旅 行命 令 （依 頼） 及び その 復命									
(1) 職 員（	教 育 長	部 長 部 次	課 長 補 佐	指 定 主 幹	所 属 職 員	所 属 職 員	所 属 職 員			(1) 職 員（	教 育 長	部 長 部 次	課 長 補 佐	指 定 主 幹	所 属 職 員	所 属 職 員	所 属 職 員		

(旅行の行先が市内である出張及び旅行の行先が県内(市内を除く。)で、かつ、その手段
以下
長課長
会計年度任用職員を含む。)
(旅行の行先が市内である出張及び旅行の行先が県内(市内を除く。)で、かつ、その手段
以下
長課長
会計年度任用職員を含む。)
(旅行の行先が市内である出張及び旅行の行先が県内(市内を除く。)で、かつ、その手段
以下
長課長
会計年度任用職員を含む。)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の保護_____ _____等 に関する事項									
(略)									
2 (略)									
3 児童福祉施設等に関する事項									
(略)									
(2) 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に係る立入調査の実施又は事業停止の命令	○								
(略)									
(略)									

の保護及び 市立幼稚園 の入退園等 に関する事項									
(略)									
2 (略)									
3 児童福祉施設等に関する事項									
(略)									
(2) 家庭的保育事業等_____に係る立入調査の実施又は事業停止の命令	○								
(略)									
(略)									

附 則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

長岡市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

1 改正理由

令和8年4月1日付け組織変更等に伴い所要の改正を行うもの

2 改正内容

令和8年4月1日付け組織変更等に伴い、別表第1及び別表第2を改正する。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 17 号

長岡市立学校の施設及び設備に関する規則の一部改正について

長岡市立学校の施設及び設備に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市立学校の施設及び設備に関する規則の一部を改正する規則

長岡市立学校の施設及び設備に関する規則（昭和46年長岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この規則は、長岡市立学校管理運営に関する規則（昭和41年長岡市教育委員会規則第3号）第5条__ _____ _____ _____の規定により、長岡市立の小学校、中学校及び<u>特別支援学校</u>（以下「学校」という。）の施設及び設備の管理について定めるものとする。 （管理責任者） 第4条 （略） 2 管理責任者は、その学校の校長__ _____ _____とする。 3 （略）	（趣旨） 第1条 この規則は、長岡市立学校管理運営に関する規則（昭和41年長岡市教育委員会規則第3号）第5条及び<u>長岡市立幼稚園管理運営に関する規則（平成17年長岡市教育委員会規則第49号）第6条</u>の規定により、長岡市立の小学校、中学校、<u>特別支援学校及び幼稚園</u>（以下「学校」という。）の施設及び設備の管理について定めるものとする。 （管理責任者） 第4条 （略） 2 管理責任者は、その学校の校長<u>及び幼稚園長（以下「校長」という。）</u>とする。 3 （略）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

長岡市立学校の施設及び設備に関する規則の一部改正について

1 改正理由

令和8年3月31日をもって長岡市立与板幼稚園を閉園することに伴い、所要の改正を行うもの

2 改正内容

長岡市立学校の施設及び設備に関する規則内の幼稚園に係る字句を削除等する。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 18 号

長岡市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

長岡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

長岡市立学校管理運営に関する規則（昭和41年長岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
（職員組織） 第23条 （略） 2 学校には、前項に規定する職員のほか、助教諭、養護助教諭、講師、<u>栄養士、管理栄養士</u>、管理員、調理師、調理員、自動車運転手、管理・運転員、事務補助員その他必要な職員を置くことができる。 3・4 （略） （栄養士、管理員、調理師等の服務） 第40条 <u>栄養士、管理栄養士</u>、管理員、調理師、調理員、自動車運転手及び管理・運転員（会計年度任用職員である者を除く。）の服務等については、第29条及び第31条から第36条までの規定にかかわらず、長岡市教育委員会職員服務規則（昭和55年長岡市教育委員会規則第6号）、長岡市立学校栄養士、管理員、調理師等の服務に関する規則（昭和41年長岡市教育委員会規則第12号）その他別に	（職員組織） 第23条 （略） 2 学校には、前項に規定する職員のほか、助教諭、養護助教諭、講師、栄養士_____、管理員、調理師、調理員、自動車運転手、管理・運転員、事務補助員その他必要な職員を置くことができる。 3・4 （略） （栄養士、管理員、調理師等の服務） 第40条 栄養士_____、管理員、調理師、調理員、自動車運転手及び管理・運転員（会計年度任用職員である者を除く。）の服務等については、第29条及び第31条から第36条までの規定にかかわらず、長岡市教育委員会職員服務規則（昭和55年長岡市教育委員会規則第6号）、長岡市立学校栄養士、管理員、調理師等の服務に関する規則（昭和41年長岡市教育委員会規則第12号）その他別に

定めるところによる。	定めるところによる。
------------	------------

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

長岡市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

1 改正理由

栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の改正により、栄養士免許を有しない管理栄養士が生じることを踏まえ、所要の改正を行うもの

2 改正内容

「管理栄養士」を追加するもの

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 19 号

長岡市立図書館運営規則の一部改正について

長岡市立図書館運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市立図書館運営規則の一部を改正する規則

長岡市立図書館運営規則（昭和62年長岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
(館外利用の制限) 第14条 (略) 2 同時に館外利用できる資料の数は、1人 <u>20点</u> 以内とし、うち視聴覚資料は <u>6点</u> 以内とする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、 <u>20点</u> を超えて館外利用することができる。 3 (略)	(館外利用の制限) 第14条 (略) 2 同時に館外利用できる資料の数は、1人 <u>10点</u> 以内とし、うち視聴覚資料は <u>3点</u> 以内とする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、 <u>10点</u> を超えて館外利用することができる。 3 (略)

別記第3号様式及び別記第4号様式を次のように改める。

貸出カード交付（再交付）・更新申請書

長岡市教育委員会 様

貸出カードの交付（再交付）・更新を受けたいので申請します。

※ 太わくの中に記入してください。
申請には、ご住所を確認できる公的な証明書が必要です。
（例：マイナンバーカード、運転免許証等）

登録番号							
フリガナ			年		月	日申請	
氏名			生年月日	年		月	日生
住 所	〒						アパート等の名称
	市		番 号				
	町 丁目		番地				号室
電話番号	自宅		携帯				

* 市外在住の方で長岡市内に通学・通勤している方のみ記入してください。

* 学校名		
* 勤務先名	電話（ — — ）	

（通学・通勤の証明書をご提示ください。）

.....ここから下は記入しないでください。.....

旧登録番号						
-------	--	--	--	--	--	--

確認欄	
-----	--

第4号様式（第9条関係） 貸出カード更新申請書

申請には、ご住所を確認できる公的な証明書が必要です。
 (例：マイナンバーカード、運転免許証等)

		登録番号	
フリガナ		生年月日	
氏 名		電話番号(自宅)	
		電話番号(携帯)	
住 所			
学校名		勤務先名	
		電話番号(勤務先)	

長岡市教育委員会 様

貸出カードの更新を受けたいので申請します。

☐ 上記の内容に相違ありません。

☐ 下記の事項について変更を申し出ます。

年 月 日

本人の署名
 (または代筆者の署名・続柄) _____

フリガナ		電話番号(自宅)	— —
氏 名		電話番号(携帯)	— —
住 所	〒 — 市 町 丁目 番 号 _____ アパート等の名称 番地 _____ 号室		
*学校名		*勤務先名 電話番号	— —

* 市外在住の方で長岡市内に通学・通勤している方のみ記入してください。

 こ こ か ら 下 は 記 入 し な い で く だ さ い 。

確 認 欄	
-------------	--

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

長岡市立図書館運営規則の一部改正について

1 改正理由

図書館利用者の利便性を高めるため、館外利用の制限について改めるもの。
また、マイナンバーカードの健康保険証利用により、従来の健康保険証が令和7年12月2日をもって廃止となったことに伴い、長岡市立図書館運営規則で定める第3号様式及び第4号様式を変更するもの

2 改正内容

館外利用のできる資料を10点から20点(うち視聴覚資料は3点から6点)に変更する。

また、第3号様式及び第4号様式については健康保険証に関する文言を削除し、現在の運用状況に合わせて各欄を改める。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 20 号

長岡市立互尊文庫運営規則の一部改正について

長岡市立互尊文庫運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市立互尊文庫運営規則の一部を改正する規則

長岡市立互尊文庫運営規則（令和 5 年長岡市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
（貸出カードの再交付等） 第 11 条 貸出カードを紛失し、又は汚損したときは、貸出カード交付（再交付）・更新申請書_____を提出するとともに、住所等を確認できるものを提示して再交付を受けなければならない。 2 （略） （館外利用の制限） 第 14 条 （略） 2 同時に館外利用できる資料の数は、1 人 <u>20 点</u>以内とし、うち視聴覚資料は<u>6 点</u>以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、<u>20 点</u>を超えて館外利用することができる。 3 （略）	（貸出カードの再交付等） 第 11 条 貸出カードを紛失し、又は汚損したときは、貸出カード交付（再交付）・更新申請書<u>又は貸出カード更新申請書</u>を提出するとともに、住所等を確認できるものを提示して再交付を受けなければならない。 2 （略） （館外利用の制限） 第 14 条 （略） 2 同時に館外利用できる資料の数は、1 人 <u>10 点</u>以内とし、うち視聴覚資料は<u>3 点</u>以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、<u>10 点</u>を超えて館外利用することができる。 3 （略）

別記第 3 号様式及び別記第 4 号様式を次のように改める。

貸出カード交付（再交付）・更新申請書

長岡市長 様

貸出カードの交付（再交付）・更新を受けたいので申請します。

※ 太わくの中に記入してください。

申請には、ご住所を確認できる公的な証明書が必要です。
（例：マイナンバーカード、運転免許証等）

		登録番号							
フリガナ			年 月 日申請						
氏 名			生年月日	年 月 日生					
住 所	〒				—		アパート等の名称		
	市		町		丁目		番 号		
	郡		番地		号室				
電話番号	自 宅		携 帯						
	—		—		—				

* 市外在住の方で長岡市内に通学・通勤している方のみ記入してください。

* 学校名									
* 勤務先名	電話（ — — ）								

（通学・通勤の証明書をご提示ください。）

こ こ か ら 下 は 記 入 し な い で く だ さ い 。

旧登録番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

確認欄	
-----	--

貸出カード更新申請書

申請には、ご住所を確認できる公的な証明書が必要です。
(例：マイナンバーカード、運転免許証等)

		登録番号	
フリガナ		生年月日	
氏 名		電話番号(自宅)	
		電話番号(携帯)	
住 所			
学校名		勤務先名	
		電話番号(勤務先)	

長岡市長 様

貸出カードの更新を受けたいので申請します。

☐ 上記の内容に相違ありません。

☐ 下記の事項について変更を申し出ます。

年 月 日

本人の署名

(または代筆者の署名・続柄) _____

フリガナ		電話番号(自宅)	— —
氏 名		電話番号(携帯)	— —
住 所	〒 — 市 町 丁目 番 号 _____ 郡 番地 _____ アパート等の名称 _____ 号室		
*学校名		*勤務先名 電話番号	— —

* 市外在住の方で長岡市内に通学・通勤している方のみ記入してください。

こ こ か ら 下 は 記 入 し な い で く だ さ い 。

確 認 欄	
-------------	--

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

長岡市立互尊文庫運営規則の一部改正について

1 改正理由

図書館利用者の利便性を高めるため館外利用の制限について改めるとともに、貸出カードの再発行手続きについて、現行の運用に合わせて所要の改正を行うもの。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用により、従来の健康保険証が令和7年12月2日をもって廃止となったことに伴い、長岡市立図書館運営規則で定める第3号様式及び第4号様式を変更するもの。

2 改正内容

館外利用のできる資料を10点から20点(うち視聴覚資料は3点から6点)に変更し、貸出カードの再発行手続きについて、現行の運用に合わせて文言を削除する。

また、第3号様式及び第4号様式については健康保険証に関する文言を削除し、現在の運用状況に合わせて各欄を改める。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 その他

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定に基づき、教育委員会に協議するもの

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(学校等の管理)

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。

3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

議案第 21 号

長岡市子育ての駅条例施行規則の一部改正について

長岡市子育ての駅条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市子育ての駅条例施行規則の一部を改正する規則

長岡市子育ての駅条例施行規則（平成21年長岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後			改正前		
(休館日)			(休館日)		
第3条 子育ての駅の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。			第3条 子育ての駅の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。		
施設名	休館日		施設名	休館日	
	週休日等	年末年始		週休日等	年末年始
(略)			(略)		
子育ての駅 おぐに	毎週日曜日、	(略)	子育ての駅 おぐに	毎週日曜日	(略)
	月曜日及び木			及び木	
	曜日並びに休 日			曜日並びに休 日	
(略)			(略)		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

長岡市子育ての駅条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

「子育ての駅おぐに」について、利用実態に合わせ休館日の変更をするため、長岡市子育ての駅条例施行規則の一部を改正するもの

2 改正内容

休館日の変更

施設名	変更前	変更後
子育ての駅おぐに	日曜日・木曜日・休日	日曜日・ <u>月曜日</u> ・木曜日・休日

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 22 号

長岡市児童交流会館条例施行規則の一部改正について

長岡市児童交流会館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市児童交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

長岡市児童交流会館条例施行規則（平成17年長岡市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、次の表の改正後の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正前の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を加えるものとする。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この規則は、長岡市児童交流会館条例（平成17年長岡市条例第93号。以下「条例」という。）<u>第11条</u>の規定に基づき、<u>長岡市越路児童交流会館、長岡市与板ふれあい交流センター、長岡市才津児童会館、長岡市青葉台児童会館及び長岡市上川西児童会館</u>（以下これらを「児童交流会館」と総称する。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （開館時間） 第2条 児童交流会館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、長岡市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。	（目的） 第1条 この規則は、長岡市児童交流会館条例（平成17年長岡市条例第93号。以下「条例」という。）<u>第10条</u>の規定に基づき、<u>長岡市越路児童交流会館及び長岡市与板ふれあい交流センター</u> _____（以下これらを「児童交流会館」と総称する。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （開館時間） 第2条 児童交流会館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、長岡市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

施設名	開館時間
(略)	
長岡市才津児童会館	午後 1 時から午後 5 時30分まで。ただし、土曜日並びに学校代休日及び長期休業日は、午前10時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時30分までとする。
長岡市青葉台児童会館	
長岡市上川西児童会館	
(休館日)	
第 3 条 児童交流会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。	
施設名	休館日
(略)	
長岡市才津児童会館	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日及び12月28日から翌年の 1 月 4 日までの日
長岡市青葉台児童会館	
長岡市上川西児童会館	
(使用の申込み等)	
第 4 条 条例第 4 条の規定により、 <u>長岡市越路児童交流会館又は長岡市与板ふれあい交流センター</u> の使用の許可又は変更の許可を受けようとする者は、長岡市児童交流会館／使用／使用変更／申込書(別記第 1 号様式)を委員会に提出しなければならない。	

施設名	開館時間
(略)	
才津児童会館	午後 1 時から午後 5 時30分まで。ただし、土曜日並びに学校代休日及び長期休業日は、午前10時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時30分までとする。
青葉台児童会館	
(休館日)	
第 3 条 児童交流会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、臨時に開館し、又は休館することができる。	
施設名	休館日
(略)	
才津児童会館	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日及び12月28日から翌年の 1 月 4 日までの日
青葉台児童会館	
(使用の申込み等)	
第 4 条 条例第 3 条の規定により、 <u>児童交流会館</u> の使用の許可又は変更の許可を受けようとする者は、長岡市児童交流会館／使用／使用変更／申込書(別記第 1 号様式)を委員会に提出しなければならない。	

2 (略)	2 (略)
-------	-------

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第4条関係）

長岡市児童交流会館 使用 使用変更 申込書

年 月 日

長岡市教育委員会 様

申込者 住 所
(団体名)
氏 名
電 話 局 番

次のとおり長岡市児童交流会館の使用を申し込みます。

使 用 目 的			
使用予定人員	人		
使 用 日 時	年 月 日 (曜日) 午 前 後 時 分 から 午 前 後 時 分 まで (時間)		
使 用 室 名	越路児童交流会館	1 多目的ホール 2 ふれあいルーム 3 調理室	4 セミナールーム 5 クラフトルーム 6 わんぱくルーム
	与板ふれあい交流センター	1 あじさい(和室) 2 しょうぶ(和室) 3 さくら(和室)	4 多目的ホール
使用備品類			
その他必要事項			

上記の申込みについて、次のとおり決定してよいでしょうか。					
決 裁 者			係	受 付	起案 ・ ・
					決裁 ・ ・
					施行 ・ ・
決 定 区 分	☐ 許可する ☐ 許可しない				
許可条件等(許可しない場合は、その理由)					

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

長岡市児童交流会館条例施行規則の一部改正について

1 改正理由

長岡市児童交流会館条例の改正に伴い、同条例に追加した上川西児童会館の開館時間等について定めるもの

2 改正内容

- (1) 第1条の目的に上川西児童会館を追加し、併せて第2条の開館時間及び第3条の休館日に上川西児童会館の取り扱いを追加するもの
- (2) その他、規則中の修正が必要な箇所について所要の改正を行うもの

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 23 号

長岡市立幼稚園管理運営に関する規則の廃止について

長岡市立幼稚園管理運営に関する規則を廃止する規則を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市立幼稚園管理運営に関する規則を廃止する規則

長岡市立幼稚園管理運営に関する規則（平成17年長岡市教育委員会規則第49号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

長岡市立幼稚園管理運営に関する規則の廃止について

1 廃止理由

令和 8 年 3 月 31 日をもって長岡市立与板幼稚園を閉園することに伴い、当該規則を廃止するもの

2 改廃内容

長岡市立幼稚園管理運営に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 49 号）を廃止する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 24 号

長岡市コミュニティ・スクール・ディレクター設置要綱の一部改正について

長岡市コミュニティ・スクール・ディレクター設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市コミュニティ・スクール・ディレクター設置要綱の一部を改正する要綱

長岡市コミュニティ・スクール・ディレクター設置要綱（令和３年長岡市教育委員会告示第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
（配置） 第２条 長岡市教育委員会（以下「委員会」という。）は、協議会を設置した<u>長岡市立学校</u>（以下「学校」という。）のうち、希望する学校にＣＳディレクターを配置することができる。 ２ ＣＳディレクターは、<u>中学校区ごとに配置するものとする。この場合において、長岡市立総合支援学校及び長岡市立高等総合支援学校は、長岡市立西中学校区にあるものとみなす。</u> ３ 委員会は、<u>複数の学校に同一のＣＳディレクター</u> <u>を兼務させることができる。</u>	（配置） 第２条 長岡市教育委員会（以下「委員会」という。）は、協議会を設置した<u>長岡市立の小学校及び中学校</u>（以下「学校」という。）のうち、希望する学校にＣＳディレクターを配置することができる。 ２ <u>ＣＳディレクターの配置人数は、１中学校区につき１人以上とする。</u> <u></u> <u></u> <u></u> ３ 委員会は、<u>１中学校区の２以上の学校がＣＳディレクターの配置を希望する場合は、当該ＣＳディレクターを兼務させることができる。</u>

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

長岡市コミュニティ・スクール・ディレクター設置要綱の 一部改正について

1 改正理由

長岡市立総合支援学校及び長岡市立高等総合支援学校を含む全市立学校に学校運営協議会が設置され、長岡市立総合支援学校、長岡市立高等総合支援学校にもコミュニティ・スクール・ディレクターを配置できるよう改正するもの

2 改正内容

- (1) コミュニティ・スクール・ディレクターの配置の対象について、市立小学校及び市立中学校に限定しているものを全市立学校に拡大する。なお、長岡市立総合支援学校及び長岡市立高等総合支援学校は長岡市立西中学校区の学校として取り扱う。
- (2) 本改正とあわせて文言を整理する。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 25 号

長岡市歴史公文書の保存及び利用に関する要綱の一部改正について

長岡市歴史公文書の保存及び利用に関する要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市歴史公文書の保存及び利用に関する要綱の一部を改正する要綱

長岡市歴史公文書の保存及び利用に関する要綱の一部を改正する要綱（令和5年長岡市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
（廃棄文書目録の提供） 第3条 <u>総務課長</u>は、文書規則第43条第1項の規定に基づき廃棄文書目録の提出があったときは、当該廃棄文書目録の写しを中央図書館長（以下「図書館長」という。）に提供するものとする。 （選定の通知） 第5条 図書館長は、前条の規定により歴史公文書を選定したときは、<u>総務課長</u>及び当該公文書を所管する課長（これに相当する職を含む。以下「主務課長等」という。）にその旨を通知するものとする。 （歴史公文書の目録作成等） 第7条 （略） 2 図書館長は、前項の規定により歴史公文書目録を作成したときは、当該歴史公文書目録の写しを<u>総務課長</u>に送付するものとする。 （行政委員会等の歴史公文書の取扱い） 第8条 図書館長は、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会（以下「行政委員会等」という。）の管理に係る公文書について、当該行政委員会等との協議に基づき、第3条から前条までの規定に定めるところに準じて歴史公文書の選定等を行うことができる。この場合にお	（廃棄文書目録の提供） 第3条 <u>庶務課長</u>は、文書規則第43条第1項の規定に基づき廃棄文書目録の提出があったときは、当該廃棄文書目録の写しを中央図書館長（以下「図書館長」という。）に提供するものとする。 （選定の通知） 第5条 図書館長は、前条の規定により歴史公文書を選定したときは、<u>庶務課長</u>及び当該公文書を所管する課長（これに相当する職を含む。以下「主務課長等」という。）にその旨を通知するものとする。 （歴史公文書の目録作成等） 第7条 （略） 2 図書館長は、前項の規定により歴史公文書目録を作成したときは、当該歴史公文書目録の写しを<u>庶務課長</u>に送付するものとする。 （行政委員会等の歴史公文書の取扱い） 第8条 図書館長は、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会（以下「行政委員会等」という。）の管理に係る公文書について、当該行政委員会等との協議に基づき、第3条から前条までの規定に定めるところに準じて歴史公文書の選定等を行うことができる。この場合にお

いて、これらの規定中「<u>総務課長</u>」とあるのは、「当該行政委員会等の文書の管理について総括的な権限を有する職にある者」とする。	いて、これらの規定中「<u>庶務課長</u>」とあるのは、「当該行政委員会等の文書の管理について総括的な権限を有する職にある者」とする。
---	---

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

長岡市歴史公文書の保存及び利用に関する要綱の一部改正について

1 改正理由

令和８年４月１日付け組織変更により、庶務課が総務課へ名称変更されることから、所要の改正を行うもの

2 改正内容

「庶務課」を「総務課」に改める。

3 施行期日

令和８年４月１日

議案第 26 号

長岡市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部
改正について

長岡市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する要綱

長岡市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成19年長岡市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
（アドバイザー等の設置） 第4条 センターにアドバイザーを置くものとし、必要に応じてサブ・リーダーを置くことができるものとする。 （アドバイザーの職務） 第5条 アドバイザーは、次に掲げる職務を行う。 （1）～（3） （略） （4） <u>サブ・リーダー</u>の育成及び指導に関すること。 （サブ・リーダーの職務） 第6条 <u>サブ・リーダー</u>は、アドバイザーを補佐し、会員間の連絡及び調整を行う。	（アドバイザー等の設置） 第4条 センターにアドバイザー及びサブリーダーを置き、教育委員会が委嘱する者をもって充てる。 （アドバイザーの職務） 第5条 アドバイザーは、次に掲げる職務を行う。 （1）～（3） （略） （4） <u>サブリーダー</u>の育成及び指導に関すること。 （サブリーダーの職務） 第6条 <u>サブリーダー</u>は、アドバイザーを補佐し、会員間の連絡及び調整を行う。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

長岡市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の 一部改正について

1 改正理由

事業運営の実態に即した内容とするため、実施要綱の一部を改正するもの

2 改正内容

- (1) 第4条の内容を、国の要綱及び運営の実態に即した内容とするため所要の改正を行うもの
- (2) その他、規則中の修正が必要な箇所について所要の改正を行うもの

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 27 号

長岡市立保育園乳児等通園支援事業実施要綱の制定について

長岡市立保育園乳児等通園支援事業実施要綱を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市立保育園乳児等通園支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項の規定に基づき、本市で実施する乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施場所)

第2条 事業を実施する場所は、市立保育園のうち、長岡市教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める市立保育園とする。

(対象児童)

第3条 事業の対象となる者は、事業の利用日時点において生後6か月から満3歳に達する日の前日までにある者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次に掲げる保育施設等に通所していない者

ア 保育所

イ 認定こども園

ウ 地域型保育事業所

エ 企業主導型保育施設

(2) 認可外保育施設（前号エに該当する施設を除く。）に通所している者

(利用可能時間)

第4条 利用可能時間は、対象児童1人当たり月10時間を上限とする。

(利用料)

第5条 利用料の額は、対象児童1人1時間当たり300円とする。ただし、委員会が必要と認めたときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

2 給食費等の実費相当額については、委員会が別に定める金額を徴収する。

(利用の申請)

第6条 事業の利用を希望する保護者（以下「利用者」という。）は、事業を利用する前にあらかじめ委員会に対し利用の申請をしなければならない。

(利用の承認)

第7条 委員会は、別に定める施設の定員を超えない範囲で利用を承認する。

(利用の取消し等)

第8条 委員会は、当該対象児童が第3条に規定する要件に該当しなくなったときその他委員会が認めたときは、前条の承認を取り消すものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第6条に規定する利用の申請その他の必要な手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

長岡市立保育園乳児等通園支援事業実施要綱の制定について

1 制定理由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴い、「乳児等通園支援事業」が創設されたことから、児童福祉法第 34 条の 15 第 1 項の規定に基づき、市が当該事業を実施することに関して、必要な事項を定めるもの

2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、多様な働き方等の支援を強化するため、適切な遊びの場の提供や当該保護者に対する面談等の援助等を行う事業

- ・保護者の就労要件なし
- ・時間単位の柔軟な利用が可能

※本市においては令和 8 年 4 月 1 日事業開始予定（公立 2 園、私立 18 園）

3 主な制定事項

- ・対象児童：保育所等に入園していない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満の子ども
- ・利用可能時間：月 10 時間
- ・利用料：1 時間あたり 300 円
- ・事前の利用申請 等

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 28 号

長岡市立幼稚園等預かり保育実施要綱の一部改正について

長岡市立幼稚園等預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市立幼稚園等預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱

長岡市立幼稚園等預かり保育実施要綱（平成17年長岡市教育委員会告示第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<u>長岡市立認定こども園預かり保育実施要綱</u> （趣旨） 第1条 この要綱は、<u>長岡市立和島こども園</u> _____が教育時間の開始前又は_____終了後_____等に実施する保育（以下「預かり保育」という。）について、必要な事項を定めるものとする。 （実施時間） 第2条 預かり保育の実施時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、園長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (1)・(2) (略) _____ _____ _____ _____ （預かり保育を実施しない日） 第3条 預かり保育は、次に掲げる日には、実施しない。 (1)・(2) (略) (3) _____ _____ _____12月	<u>長岡市立幼稚園等預かり保育実施要綱</u> （趣旨） 第1条 この要綱は、<u>長岡市立与板幼稚園及び長岡市立和島こども園（以下「長岡市立幼稚園等」という。）</u>が教育時間の開始前若しくは終了後<u>又は長期休業日等</u>に実施する保育（以下「預かり保育」という。）について、必要な事項を定めるものとする。 （実施時間） 第2条 預かり保育の実施時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、園長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (1)・(2) (略) (3) <u>長岡市立幼稚園管理運営に関する規則（平成17年長岡市教育委員会規則第49号）第8条第1項に規定する休業日（長岡市立与板幼稚園に限る。）開園時間から閉園時間まで</u> （預かり保育を実施しない日） 第3条 預かり保育は、次に掲げる日には、実施しない。 (1)・(2) (略) (3) <u>長岡市立与板幼稚園にあっては12月28日から翌年1月4日までの日、長岡市立和島こども園にあっては12月</u>

29日から翌年1月3日までの日 2 (略) (預かり保育の対象園児) 第4条 預かり保育は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1号に定める認定を取得し、<u>長岡市立和島こども園</u>に入園するもの（以下「園児」という。）のうち、次に掲げる要件の全てに該当する園児を対象とする。 (1)・(2) (略) _____ _____ <u>第9条</u> (略)	29日から翌年1月3日までの日 2 (略) (預かり保育の対象園児) 第4条 預かり保育は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1号に定める認定を取得し、<u>長岡市立幼稚園等</u>に入園するもの（以下「園児」という。）のうち、次に掲げる要件の全てに該当する園児を対象とする。 (1)・(2) (略) <u>(保育料の納期)</u> <u>第9条</u> 各月分の保育料の納期限は、当該月の翌月の末日とする。 <u>第10条</u> (略)
--	---

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

長岡市立幼稚園等預かり保育実施要綱の一部改正について

1 改正理由

令和8年3月31日をもって長岡市立与板幼稚園を閉園することに伴い、当該要綱に記載する与板幼稚園に関連する記述を削除し、今後も事業を継続する和島こども園の実施内容に即した改正を行うもの

2 改正内容

当該要綱の文中、長岡市立与板幼稚園に関する記述を削り、文言を整理する。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第 29 号

長岡市教育振興基本計画の策定について

長岡市教育振興基本計画を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

議案第 30 号

長岡市文化財保存活用地域計画の策定について

長岡市文化財保存活用地域計画を別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市文化財保存活用地域計画の策定について

1 長岡市文化財保存活用地域計画（案）の作成について …別紙 1 参照

- ・ 2 月 24 日（火）第 7 回長岡市文化財保存活用地域計画策定協議会で案を決定
- ・ 3 月 4 日（水）第 2 回長岡市文化財保護審議会で案を報告し、承認

2 11 月 4 日の教育委員協議会での意見に対する修正 …別紙 2—1 参照

- ・ 5 つの意見について検討。4 つの意見を計画に反映させた。

3 パブリックコメントでの意見に対する修正 …別紙 2—2 参照

- ・ 令和 8 年 1 月 9 日から令和 8 年 1 月 29 日までの期間でパブリックコメントを実施
- ・ 意見提出者 1 人
- ・ 意見件数 50 件
- ・ 意見の内容を検討し、一部を計画に反映させた。

4 今後のスケジュール

- ・ 3 月 31 日（火） 文化庁に申請
- ・ 6 月～7 月 認定

教育委員会協議会意見対応表

別紙 2 - 1

No.	意見の概要	計画案 ページ	長岡市の考え	計画への反映箇所 (ページ番号・修正箇所)
1	第3章 長岡市の歴史文化の特性について 詩歌や絵画などの文化芸術については6つの特性の中で取り上げてほしい。	65～71	詩歌や絵画などの文化芸術については、上記の特性3「交通の結節点・長岡－人と文化の交流－」で取り上げております。江戸時代の文化を中心に記述していますが、これ以外の時代についても、必要であれば今後の計画見直しの際に検討してまいります。	－
2	歴史文化の特性と関連文化財群の対応関係（92ページ図8-1）について 長岡の歴史文化の特性5「長岡のものづくりと産業」の内容を、関連文化財群1「長岡の縄文文化」や関連文化財群2「遺跡が語る古代の長岡」に当てはめるのは無理があるのではないか。	92	歴史文化の特性5「長岡のものづくりと産業」に関わる関連文化財群から除外することとしました。ただ、関連文化財群2で扱う古代では、さまざまなものづくりを行う工房が設けられ、専門的な技術を持った工人が従事していることがわかっており、のちの伝統産業につながる技術として受け継がれていったことが想定されています。 こうしたことから、図8-1では直接的な根拠はありませんが、関連性があるものとして点線の○で表現しました。	92ページ 図8-1
3	第8章 関連文化財群3「雪国長岡の米づくり・酒づくり」に食文化を入れてほしい。	103～ 106	食文化については「4. 構成文化財一覧」のなかで、「44笹団子」「45醤油おこわ・醤油赤飯」の記載があり、本文中の記述にも以下のとおり追加しました（太字部分を追加）。 「特に、摂田屋では……「醸造のまち」として現在も発酵文化が幾づく地域となっています。 また、長岡では小豆を使った赤飯のかわりに、金時豆を使い醤油で色付けした醤油おこわ・醤油赤飯がお祝いの席などで振舞われ、市民に親しまれています。お土産として知られる笹団子とともに、醸造や米づくりが盛んな長岡ならではの郷土食です。」	104ページ 本文下から三行目以降

No.	意見の概要	計画案 ページ	長岡市の考え	計画への反映箇所 (ページ番号・修正箇所)
4	第5章 文化財の保存・活用に関する将来像について 誰もがまちの魅力発信者 ～ふるさとの歴史文化を守り、伝え、愛着と誇りをもてる長岡に～ とあるが、将来像として市民の「誰もが」目指すというのは無理があるのではないか。 新長岡市総合計画では、施策5－2－1「歴史文化に愛着と誇りの醸成」と記載されているので、地域計画の将来像を「ふるさとの歴史文化を守り、伝え、愛着と誇りをもてる長岡に」とし、副題として「～誰もがまちの魅力発信者へ～」に修正してはどうか。	74	以下のとおり、具体的な行動を示しているサブタイトルを将来像として、さらに発展的な段階としてまちの魅力発信者をめざすという表現に変更します。 「ふるさとの歴史文化を守り、伝え、愛着と誇りをもてる長岡 ～誰もがまちの魅力発信者へ～」	はじめに 74・75ページ
5	歴史文化の6つの特性（第3章）と4つの関連文化財群（第8章）の関連が分かりにくい。関連文化財群を地域別にしてはどうか。	65～ 71・ 92～112	本計画は、長岡市全体に共通する歴史文化の特性を挙げ、共通のテーマで結ばれた文化財を一体的・総合的に把握した関連文化財群として活用していくことが目的の一つです。このため、第8章において、地域別に記述するのが難しくなっております。 ただ、実際に関連文化財群を活用する際には、地域別のテーマなど様々な視点から設定できると思いますので、その点に留意しながら活用してまいります。	—

長岡市文化財保存活用地域計画（案）パブリックコメント実施結果について

○長岡市文化財保存活用地域計画（案）について、令和 8 年 1 月 9 日から令和 8 年 1 月29日までの期間でパブリックコメントを実施しました。

【実施の周知】

- ・市ホームページ及び市政だより（1月号）への掲載
- ・アオーレ長岡東棟 1 階総合窓口及び各支所地域振興・市民生活課、科学博物館への備付け

【意見提出者】 1 人

【意見件数】 50 件（うち語句等の修正36件）

No.	意見の概要	計画案 ページ	長岡市の考え	計画への反映箇所 (ページ番号・修正箇所)
1	P29 「郊外地の開発により水田の宅地化が進むとともに、…水田・里山の保全管理が課題となってきています。『一方で、人口減少局面を迎え、市では新たな住宅地の供給、市街地の拡大を行わないこととしています。』」と、保全にとり前向きな転換があったことの追記が必要ではないか。これは数百年単位の拡大からの転換であり、土地利用の文脈では非常に重要と考える。	29	いただいたご意見と長岡市都市計画マスタープランに基づき文章を再構成しました。 29ページ 2 段落目以降 「本市では、これまで計画的な市街化を進め、良好な居住環境を有する住宅地の形成に取り組んできました。 しかし、現在は人口減少局面を迎えており、住宅地の供給量も十分にあることから、住居系市街地の拡大は行わず、低未利用地や空き家を有効に活用することとしています。 また、中山間地域では、過疎化・高齢化等の進行に伴う農村集落機能の低下により、身近な自然環境である水田・里山の保全管理が課題となっています。その一方で、…新潟県中越地域（長岡市・小千谷市）の「雪の恵みを活かした稲作・養鯉システム」が「日本農業遺産」に認定されるなど、本市の中山間地域の価値が高まりつつあります。」	29ページ 2-4 2 段落目以降
2	P30 「関越・北陸自動車道が整備されており、首都圏や北陸・東北『・東海』方面と本市とを結んでいます」と、中部・東海方面も加えてほしい。 「信越本線・上越線・飯山線・越後線の計 4 路線があります。『また、弥彦線と只見線も近傍しています。』」と、弥彦・只見との広域的な連携の視点を加えてもよいのではないかと。 県が力を入れる高速バスの段落も追加する必要があるのではないかと。「高速バスは、県内路線として、○○、○○、○○線が、県外路線として、○○、○○線が運行されています。」	30	該当部分はあくまで、長岡市の概要の紹介が目的であるため、計画（案）では現状のままとしています。	—
3	P34 「火焰土器」発祥の地」とあるが、「発祥」の語が適切かどうかは検討の余地があるのではないかと。直感的には初の火焰土器が『作られた』イメージを持つが、ここでは初『発見』の意味と思われるので、「発見」がよいのではないかと。	34	馬高遺跡で火焰土器が初めて発見された遺跡として、長岡市では「火焰土器発祥の地」という表現をこれまで使用してきており、計画（案）では現状のままとしています。	—

No.	意見の概要	計画案 ページ	長岡市の考え	計画への反映箇所 (ページ番号・修正箇所)
4	P.65 ①「火焰土器」などの原始のキーワードも含めるべきではないか。特に火焰土器は「縄文土器を代表するもの」であり、重要と考える。 ②「舟運」も必要ではないか。「川港」だけだと拠点性の文脈に寄ってしまい、モノが移動する線や、輸送手段としての視点があいまいになる恐れがあるため。 ③「川、信濃川、魚野川」としてはどうか。長岡に住んでいて、また他の都市にも住んでみて、長岡において身近な中小河川（支流）の視点は欠かせないと感じている。福島江用水の重要性は、農業や生活にとってのそれまでの中小河川の重要性を裏付ける。また小さな橋も文化的価値を持つ。登録文化財である高橋酒造などは川と橋に面しており、立地が大きく開けていることで地域のシンボル性を高めている側面がある。 ④「鉄工業」「近代化」もあってよいのではないか。近代化は水道公園関連文化財の文脈。 ⑤「復興」に加え「慰霊」もあってよいのではないか。	65	①について 「長岡市の歴史文化の特性」におけるキーワードは本市をとりまく環境（自然的・地理的環境、社会的状況、歴史的背景）や文化財の特徴を踏まえた上で設定しております。このことから、計画（案）では現状のままといたします。 ②について 「舟運」は特性「3. 交通の結節点・長岡」の内容に該当するため、計画（案）では現状のままといたします。 ③について 特性2のタイトルにある「信濃川水系」に支流の存在も含まれているため、計画（案）では現状のままといたします。 ④について 「鉄工業」「近代化」はいずれも、特性5で設定した既存のキーワードの意味合いに含まれるため、計画（案）では現状のままといたします。 ⑤について 特性6は戦災・災害からの復興が主なテーマであり、長岡花火には慰霊の意味も込められているため、計画（案）では現状のままといたします。	—
5	P.67 「近年では鮭の稚魚放流を通じて環境意識を高める取組が進められ」とあるが、現在は生態学的なデメリットも指摘されるようになってきており、また「近年」の表現も曖昧なことから、「…衰退しましたが、〇〇年代以降は鮭の稚魚を放流する取組も行われ、観光資源としての…」とするべきである。少なくとも「環境意識」については迷信になりつつあるので、断言調で盛り込むべきではないと考える。	67	いただいたご意見を参考に以下のとおり修正しました。また、放流開始の年代は地区によって異なりますが現在も継続的に行われているため、「現在も」としました。 67ページ【川辺の生活と鮭】11行目 「・・・衰退しましたが、現在も鮭の稚魚放流を通じて観光資源としての活用や郷土愛育成の役割を担っています。」	67ページ 【川辺の生活と鮭】11行目
6	P.74 文化財の「掘り起こし」や、いずれ文化財となるべき資産の保護も必要。（「掘り起こし」はp.72にもある文言。） そのため可能であれば、方向性2【守る】に「掘り起こし」の語を追加してほしい。また、p.77の課題整理（下位項目）にも、「掘り起こし」の文脈を追加してほしい。 また当計画とは必ずしも関係しないが、できれば、いずれ文化財となるべき建築物の建築、作品の制作など、生きた文化への還元にもつながるような政策の方向性を見据えてほしい。	74	72ページに記載する「掘り起こし」は、指定・未指定文化財の把握・詳細調査にあたり、方向性1（知る）に関わる内容と考えます。 また、本計画はいまだ知られていない文化財や未指定文化財の把握・詳細調査（掘り起こし）を行い、その価値を認識し、総合的に保存・活用を目指すことを記述するものであるため、「掘り起こし」の言及は不要と考えます。 以上のことから、計画（案）では現状のままといたします。また、後段のご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	—

No.	意見の概要	計画案 ページ	長岡市の考え	計画への反映箇所 (ページ番号・修正箇所)
7	P74 方向性3〈伝える〉に「文化財の調査成果等の公開『・展示』や」と、展示を追加してほしい。博物館などの展示が充実してほしいし、充実させるべきと考えるため。	74	方向性3〈伝える〉は、「情報の発信」に関するものとして設定しました。「展示」については、方向性4〈活かす〉で「文化財や文化財展示施設を活用した様々な取組を行います」に記載しました。このため、計画（案）では現状のままといたします。	—
8	P74 方向性5〈育てる〉を「文化財保護活動『を支える』人材の育成」としてはどうか。実際に手伝い協力する人材だけでなく、支援・応援・支持する人材や意識の育成までも含めて実践する必要があるため。（p.75の課題にも文化財保護活動を後押しする意識が高くない旨を追加できるとよい。また、p.80にも15-2としてその旨を追加できるとよい。どんなに誇るべき建築も、褒めても「あんげんどうするがれ」と言われるなど、日常に接してきた市民にとっては当たり前で、保護意識が極めて低いことがある。）	74	文化財保護活動を「支える人材」は、計画（案）の「関わる人材」の中に含まれますので、計画（案）では現状のままといたします。	—
9	P78 10-3〈情報発信の課題〉として「文化財展示施設等へのアクセスが限られている」を追加できるとよい。市役所の中心機能移転以降、バス減便が続くさいわいプラザや、郊外の奥まった地点に位置し足を延ばしづらい新潟県立歴史博物館、郊外にある複数の縄文遺跡、トキみ〜てを念頭に。p.83の10-2〈情報発信の方針〉も「気軽に触れるための機会『やアクセス』を多様化」と追加できるとよい。	78	いただいたご意見につきましては、今後の計画の見直しの際に参考とさせていただきます。	—
10	P79 11-2〈観光・地域振興の課題〉を「文化財展示施設『等』における…」または「…整備・アクセスが不十分」とし、移動手段も含めた多言語対応・障がい者対応が必要であるという視点を盛り込む必要がある。p.84の11-2も「文化財展示設備『・アクセス手段』を整える」などとする必要がある。 13-2については「環境整備」に交通アクセスも含まれると解釈できるため、これを評価する。	79	いただいたご意見につきましては、今後の計画の見直しの際に参考とさせていただきます。	—
11	P80 文化財保護活動での連携は、高等教育機関に限らなくてよいのではない か。特に高校と連携してほしい。	80	高等学校との連携を含めたものとして項目16-2の記載を「高等教育機関等」に修正します。また、91ページ16-2の担当課に「高等学校」を加えます。	80・85・91ページ 16-2
12	上記に関連して、「2 文化財の保存・活用に関する方針」にも必要となる項目があれば、適切に盛り込んでいただきたい。 また、第7章にも適切に盛り込んでいただきたい。		NO.6～11のとおり、計画（案）では現状のままといたします。	—
13	P104 高橋酒造と栖吉川の写真を掲載してはどうか。水と醸造とのかかわりがよくわかる。	104	本文を追加する必要性が生じたため、レイアウトの都合上、計画（案）では現状のままといたします。	—

No.	意見の概要	計画案 ページ	長岡市の考え	計画への反映箇所 (ページ番号・修正箇所)
14	p.113 取組主体と役割に、交通の側面を含まなければならない。鉄道、バス、タクシー等の交通事業者が乗客を運ばなければ、「文化財を利用した観光事業」は成り立たない。また市民の博物館や美術館等文化施設への来訪も難しくなる。さらに言えば、文化財の立地によっては市民参加の調査・研究も交通サービスがないと実施できない可能性がある（人手が必要だが近隣に駐車場がない、大勢の催しだが遠隔地で貸し切りバスやレンタカーが必要、など）。 そのため、次のように修正が必要である。 〈表 9-1 の取組主体と役割について〉 「 関係団体・企業 文化財を活用した観光事業の進行、誘客、情報発信 『、交通手段の提供』 」 別行を設けてもよい。 「 『 交通事業者 交通手段の提供 』 」 （またいずれであっても、可能であれば、『交通手段および利用案内の提供』としていただきたい。これは路線バスやタクシー、レンタカー、レンタサイクル等を念頭に、外部からの利用者にも分かるような情報提供や、多言語対応化がないと、そもそも交通手段を見つけられない、見つけても使い方が分からず使えない、ということが起こるためである。実際に駅で迷っているインバウンド客を複数見ており、またバスを聞かれたこともある。このバスではないと伝えたと、理由を呑み込めないままとても残念そうな顔をなさっていた。） また、行政（長岡市）の表にも次のように追記が必要と考える。 「 都市整備部 都市政策課 都市政策（景観）に関する事 『、交通事業者との調整』 」	113	いただいたご意見につきましては、今後の計画の見直しの際に参考とさせていただきます。	—

議案第 31 号

事務の委任について

令和 8 年 3 月 13 日長行第 144 号の協議について、協議のとおり
同意する。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長 行 第 144 号
令和 8 年 3 月 13 日

長岡市教育委員会 様

長岡市長 磯田 達伸

事務の委任について（協議）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり委任について協議します。

記

1 協議内容

- (1) RS ウイルスが予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）に基づく A 類疾病に位置付けられ、妊婦を対象としたワクチンの定期接種を実施することに伴い、予防接種に関する事務の委任の内容を変更するもの
- (2) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年 6 月 12 日法律第 47 号）の施行に伴い、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める乳児等通園支援事業の実施に関する事務を新たに委任するもの

2 長岡市事務委任規則改正内容

別紙のとおり

3 実施年月日

令和 8 年 4 月 1 日

（担当：総務部行政管理課 栗田）

長岡市事務委任規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

長岡市事務委任規則の一部を改正する規則（令和7年長岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

改正後	改正前
（教育委員会への事務委任） 第4条 次に掲げる事務については、 長岡市教育委員会に委任する。 (1)～(15) (略) (16) <u>予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項に規定するA類疾病に係る予防接種に関すること。</u> (17)～(24) (略) (25) 子ども・子育て支援法第20条、 <u>第30条の5及び第30条の15に規定する認定等に関すること。</u> (26)～(30) (略) (31) <u>児童福祉法第34条の15第1項に規定する乳児等通園支援事業の実施に関すること。</u> (32) (略) (33) 子ども・子育て支援法第27条に規定する施設型給付費、同法第29条に規定する地域型保育給付費、<u>同法第30条の11に規定する施設等利用費及び同法第30条の20に規定する乳児等支援給付費に係る確認に関すること。</u>	（教育委員会への事務委任） 第4条 次に掲げる事務については、 長岡市教育委員会に委任する。 (1)～(15) (略) (16) <u>児童</u> _____に _____に係る予防接種に関すること。 (17)～(24) (略) (25) 子ども・子育て支援法第20条_ 及び第30条の5 _____に規定 する認定等に関すること。 (26)～(30) (略) _____ _____ _____ (31) (略) (32) 子ども・子育て支援法第27条 に規定する施設型給付費、同法第 29条に規定する地域型保育給付 費<u>及び同法第30条の11に規定する</u> 施設等利用費 _____ _____に係 る確認に関すること。

<u>(34)</u> (略)	<u>(33)</u> (略)
<u>(35)</u> (略)	<u>(34)</u> (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

附属機関委員の委嘱について

教育委員会の附属機関委員を別紙のとおり委嘱する。

令和 8 年 3 月 24 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

○長岡市文化財保護審議会委員

(委嘱期間：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで)

選出区分	氏 名	職業又は勤務先等	区分
学識経験者	た な か か ず よ 田 中 和 代	元上通小学校長 (専門：文化財教育普及)	再任
学識経験者	た な か きし 田 中 聡	長岡工業高等専門学校教授 (専門：歴史学)	新任
学識経験者	に し だ や す た み 西 田 泰 民	元新潟県立歴史博物館専門研究員(シニアリサーチャー) (専門：日本考古学)	再任
学識経験者	は せ が わ か ず お 長 谷 川 一 夫	元長岡市直江兼続展示整備検討委員会委員長 (専門：歴史学)	再任
学識経験者	は と り じ ん い ち 羽 鳥 仁 一	長岡市社会教育指導員 (専門：文化財一般)	再任
学識経験者	ひ ら や ま い く お 平 山 育 男	長岡造形大学学長 (専門：歴史的建造物)	再任
学識経験者	ふ か さ わ み え こ 深 澤 三 枝 子	元栃尾市文化財審議会副会長 (専門：美術工芸)	再任
学識経験者	ほ し の の り こ 星 野 紀 子	新潟県石仏の会会長 (専門：民俗学)	再任
学識経験者	み と み り ょ う せ い 三 富 良 晴	僧侶 (専門：文化財一般)	再任
学識経験者	や ま だ ゆ う き 山 田 祐 紀	新潟大学人文学部人文学科准教授 (専門：民俗学)	再任

(五十音順)

○長岡市水族博物館協議会委員

(委嘱期間：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで)

選出区分	氏 名	職業又は勤務先等	区分
学識経験者	お お う ら か た あ き ら 大 浦 方 明	無職（元税理士）	再任
団体推薦	い け う ら つ よ し 池 浦 津 代 志	寺泊漁業協同組合	再任
団体推薦	き く ち の り こ 菊 地 憲 子	寺泊コミュニティ推進協議会	新任
団体推薦	こ ば や し つ よ し 小 林 剛	寺泊小学校長 (長岡市三島郡小・中・総合支援学校長会連絡協議会)	新任
団体推薦	や 家 こ ち づ え 家 後 千 津 江	寺泊観光協会事務局	再任
市民代表	か ば さ わ ひ で ゆ き 栳 澤 秀 行	県職員（R8.3.31退職）	新任
市民代表	か わ う え の ぞ み 川 上 望	僧侶（託善寺）	再任
市民代表	こ ま が た く み こ 駒 形 久 美 子	堤岡中学校会計年度任用職員	再任
市民代表	ば ば う み 馬 場 有 海	会社員	新任

(選出区分ごと、五十音順)